

地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引き上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。地方消費税交付金は一般財源であり、令和5年度において世田谷区では、以下のような施策に一般財源として活用しました。

◆令和5年度決算における税率引上げ分の地方消費税交付金決算額 137億円

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

○世田谷区における税率引上げ分の地方消費税交付金の使途

(単位：億円)

事業	令和5年度決算額	特定財源	一般財源
社会福祉	1,201	703	498
障害者福祉事業	301	171	130
高齢者福祉事業	20	8	11
児童福祉事業	661	359	301
生活保護扶助事業	220	164	55
社会保険	295	47	248
国民健康保険事業	99	32	67
後期高齢者医療事業	93	10	82
介護保険事業	103	5	98
保健衛生	98	19	79
疾病予防対策事業	83	13	70
健康増進事業	15	6	9
合 計	1,594	769	825